

学習院大学大学院経済学研究科及び経営学研究科、上智大学大学院経済学研究科、武蔵大学大学院経済学研究科、成城大学大学院経済学研究科、成蹊大学大学院経済学研究科及び経営学研究科における学生交流に関する協定書

学習院大学大学院経済学研究科及び経営学研究科、上智大学大学院経済学研究科、武蔵大学大学院経済学研究科、成城大学大学院経済学研究科、成蹊大学大学院経済学研究科及び経営学研究科は、各大学院研究科の規則に定めるところにより、学習院大学大学院経済学研究科及び経営学研究科、上智大学大学院経済学研究科、武蔵大学大学院経済学研究科、成城大学大学院経済学研究科、成蹊大学大学院経済学研究科及び経営学研究科の間において、各大学院研究科の学生が他大学大学院研究科の授業科目を履修し、単位を取得することを相互に認めることについて合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 本協定書の実施に関する細部の事項については、協定書に附属する「覚書」に記載するところによる。
2. 本協定書の実施について必要な事項は、参加大学院研究科の協議により処理するものとする。
3. 本協定書は2001年4月1日から効力を有するものとする。
4. 本協定書は参加大学院研究科の協議により、改廃することができる。

学習院大学大学院経済学研究科及び経営学研究科、上智大学大学院経済学研究科、武蔵大学大学院経済学研究科、成城大学大学院経済学研究科、成蹊大学大学院経済学研究科及び経営学研究科との間における学生交流に関する覚書

(授業科目の履修)

第1条 本協定に参加する大学院研究科（以下「参加研究科」という。）に在籍する学生が、研究上の必要により参加研究科設置の授業科目の履修及び単位の修得を希望する場合、当該学生の所属する大学院（以下「所属大学院」という。）の定める範囲内で履修することができる。

(呼 称)

第2条 上智大学大学院経済学研究科、武蔵大学大学院経済学研究科、成城大学大学院経済学研究科、成蹊大学大学院経済学研究科及び経営学研究科が受け入れた学生は、「特別聴講学生」と呼称するものとし、学習院大学大学院経済学研究科及び経営学研究科が受け入れた学生は、「大学院交流学生」と呼称するものとする。その身分は、受け入れた大学院（受入先大学院という。）の規則に定めるところによるものとする。

(制 限)

第3条 各研究科が、特別聴講学生もしくは大学院交流学生に対して授業科目の履修を許可し認定することのできる単位の限度は、所属大学院の規則に定めるところによるものとする。

(出 願)

第4条 本協定に基づき参加研究科の授業科目を履修しようとする学生は、所属大学院の指導教員及び受入先大学院授業科目担当者の承認を得て、所定の願書を受入先大学院に提出しなければならない。

(受け入れ)

- 第5条** (1) 所定の手続きにより参加研究科学生の履修申し込みを受けたときは、受入先大学院は特別聴講学生もしくは大学院交流学生として受入を許可する。ただし、やむを得ない事情により受入を許可しないことがある。
- (2) 受入先大学院は受入大学院生に対して、特別聴講学生証もしくは、大学院交流学生証を発行するものとする。

(成績及び単位修得の認定)

- 第6条** (1) 受入先大学院は特別聴講学生もしくは大学院交流学生の成績評価を当該大学院の表示方式で行ない、これを所属大学院に通知する。
- (2) 特別聴講学生もしくは大学院交流学生の単位認定は所属大学院において行ない、成績評価の表示は所属大学院の方式で行なう。

(研究施設の利用)

第7条 特別聴講学生もしくは大学院交流学生は参加研究科の認める範囲で、図書館、研究室等を利用することができる。

(聴講料)

第8条 特別聴講学生もしくは大学院交流学生の授業料は徴収しないものとする。

(運営)

第9条 (1) 当該年度に開設する授業科目の種類、内容、時間割などの資料については、当該年度の始めに参加研究科に送付するものとする。

(2) この協定に関する具体的な事務手続等については、参加研究科事務室間で行なう。

大学院特別聴講学生制度について

1. 協定先大学院

学習院大学大学院経済学研究科および経営学研究科

上智大学大学院経済学研究科

武蔵大学大学院経済学研究科

成蹊大学大学院経済学研究科および経営学研究科

2. 本研究科の学生は、指導教授の指示がある場合、上記大学院の講義科目（演習を除く）を受講することができる。

なお、講義科目名が本研究科で単位を修得する講義科目名と同じであっても認められる。

ただし、博士課程前期在籍学生は後期課程講義科目を受講することができない。

3. 受講手続は次の順序で行う。

イ. 本学教務部から大学院特別聴講学生履修届（以下、履修届）を入手する。

ロ. 本学指導教員の承認（履修届所定欄への署名捺印）を得る。

ハ. 本学教務部に履修届を提出し、受付処理された履修届（A票・B票）を受け取る。

二. 受入先大学院の初回授業を受講し、科目担当教員の承認（履修届所定欄への捺印）を得る。なお、科目担当教員によっては、受講の承認に当たり初回授業において面接を行う場合がある。

ホ. 受入先大学院の担当部署に履修届を提出し、受付処理された履修届（A票）を受け取る。

ヘ. 最後に、本学教務部に履修届（A票）を持参の上、受入先大学院において承認された報告を行う。

※履修届の担当印が提出期限に間に合わない場合は、履修届のコピーを各提出先に仮提出し、後日原本を提出すること。

※受入先大学院の都合により、一旦認められた受講が取り消される場合があるので注意すること。

4. 博士課程前期学生がこの制度により修得した単位は、**4単位まで修了に必要な単位として認められる。**

博士課程後期学生については、修得した単位は、LiveCampusUの個人成績参照および成績証明書に記載されるが、修了に必要な単位としては認められない。

5. 聴講料は徴収されない。

6. 以上のほか、受入先大学院における図書館利用等大学院生としての研究活動にかかわる事項は、全て受入先大学院の定めるところに従う。

7. 各大学院の履修申請手続締切日については追って掲示する。

以上に関して質問がある場合は教務部に問い合わせること。